

三監告示第 6 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

平成28年11月28日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成27・28年度における市民部市民窓口課、地域経営課、生涯学習課及び環境課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成28年9月16日から同年10月25日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
熊 倉 均
- 4 監査の方法
このたび実施した定期監査は、平成27・28年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。
 - (1) 文書事務において、起案文書に決裁日の記入がない事例があった。
 - (2) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。
 - (3) 臨時運行許可申請事務において、不適切な事例があった。
 - (4) 衛生営業届出事務において、誤った事務処理の事例があった。